

岩手県告示第610号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年6月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 八幡鉄工所
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第9地割10番地
    - ウ 代表者の氏名 八幡惣治
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2109号
  - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月8日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年6月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社山崎造園
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市加賀野四丁目4番47号
    - ウ 代表者の氏名 山崎克巳
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第6561号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月25日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年6月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高橋工業
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町荒屋敷9番地1
    - ウ 代表者の氏名 高橋二三四
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8015号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年6月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社小林産業
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市双葉町7番20号
    - ウ 代表者の氏名 小林勝哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8068号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年6月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社カワショウ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市浅岸二丁目23番27号

ウ 代表者の氏名 小林均

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第9514号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年6月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社いしや

イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字館67番地16

ウ 代表者の氏名 鈴木勝則

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第70013号

(3) 処分の内容 石工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月15日付けで石工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年6月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社セイコウ

イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字才天224番地1

ウ 代表者の氏名 阿部徹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第70109号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月8日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。